

第7期第4回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和8年7月8日（水）

18時30分～19時15分

場所：市庁舎18階 みなと6・7会議室

議事次第

1 開会

2 青少年部長あいさつ

3 議事

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価について（令和7年度分）

4 閉会

〔配付資料〕

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5 「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価について（令和7年度分）

資料1

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿

◎: 部会長 ○: 職務代理者
【敬称略・50音順】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 教授	○ あおやま てつぺい 青山 鉄兵	
2	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	市民委員	かない ひろゆき 金井 宏之	
4	文教大学人間科学部 教授	かねふじ ふゆこ 金藤 ふゆ子	臨時委員
5	国土舘大学文学部教育学科 教授	すずき ゆうこ 鈴木 裕子	臨時委員
6	横浜市民生委員児童委員協議会 緑区主任児童委員連絡会代表	たかばやし あやこ 高林 綾子	
7	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一	
8	横浜市小学校長会 副会長	まつせ あゆむ 松瀬 歩	臨時委員
9	横浜市PTA連絡協議会 副会長	まつばやし みつこ 松林 美津子	臨時委員
10	横浜市子ども会連絡協議会 会長	まつもと ゆたか 松本 豊	臨時委員
11	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和8年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

区 分	所 属	氏 名
	青少年部長	白 石 亜 紀 子
	放課後児童育成課長	河 原 大
	企画調整課長	許 田 重 治
	放課後児童育成課担当係長	井 上 響
	放課後児童育成課担当係長	江 場 貴 之
	放課後児童育成課担当係長	平 野 聡 一
	放課後児童育成課担当係長	岡 部 裕 希
	放課後児童育成課担当係長	小 室 達 郎
	放課後児童育成課担当係長	堤 大 造
	企画調整課担当係長	後 藤 佑 介

○横浜市子ども・子育て会議条例

平成25年 3 月 27 日

条例第18号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（平26条例59・平27条例12・令 5 条例 7 ・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第 3 項、第21条第 2 項及び第22条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第46号）第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

2 支援法第61条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第 9 条第 2 項の規定に基づく市町村子ども・若者計画及びこども基本法（令和 4 年法律第77号）第10条第 2 項の規定に基づく市町村こども計画（以下「市町村行動計画等」という。）と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議において、市町村行動計画等の策定及び実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

（平26条例59・全改、平27条例12・令 5 条例 7 ・令 7 条例 7 ・一部改正）

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者そ

の他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平26条例59・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条

第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平27条例12・旧附則・一部改正)

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

(平27条例12・追加)

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成27年4月1日)

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属さ

せられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

附 則（令和5年3月条例第7号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月条例第7号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 令和 8 年 2 月 18 日 こ企第 516 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育 部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園 支援事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関するこ と（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する 事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例 第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する 事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事 （条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）

- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第2条第1項第2号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係）
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第2条第1項第3号関係）

（委員長又は部会長の専決事項）

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」における 各施策・事業の点検・評価について ＜令和7年度分＞

1 点検・評価の実施

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、重点テーマ及び各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、実績数値による評価に加え、数値だけでは把握できない点について、施策を進める過程の評価や必要に応じた市民ニーズの把握なども行います。これらを踏まえ、次の視点から点検・評価を実施します。



2 点検・評価の方法

(1) 進捗状況

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、各年度の実績について目標に対する進捗率(X)を、4段階で評価します。

なお、想定事業量の設定がないもの等、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ (計画以上に進んでいる)
A	$120\% > X \geq 90\%$ (概ね計画どおりに進んでいる)
B	$90\% > X \geq 50\%$ (計画より若干遅れている)
C	$50\% > X$ (計画より大幅に遅れている)

(2) 有効性

各施策の主な事業・取組について、特に有効性が高いと判断した場合に「○」、客観的な根拠に基づいて有効性を測れていない（もしくは、評価することがなじまない）場合は「※」を付けます。

3 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

第4章 施策体系と事業・取組		子育て 部会	保育・教育 部会	放課後 部会	青少年 部会
重点テーマⅠ	全てのこどものウェルビーイングを支える	○	○	○	○
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	○	○	○	○
基本施策1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策2	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続	○	○		
基本施策4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進			○	○
基本施策5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実	○			○
基本施策6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実				○
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養育の充実	○			
基本施策9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進	○			

4 重点テーマにおける「アウトカム指標」の進捗状況

【重点テーマⅠ】全てのこどものウェルビーイングを支える

No.	指標	直近の現状値 (令和5年度)		令和7年度		目標値 (令和11年度)	
				実績値	進捗状況		
1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63.0%		74.0%		A	70.0%
2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		62.7%		B	80.0%
3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標を持っていますか ②自分のことが好きですか ③自分には良いところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	小学生 ①86.4% ②83.6% ③84.7%	中学生 ①70.1% ②75.5% ③81.3%	A	維持・向上

4 重点テーマにおける「アウトカム指標」の進捗状況

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

No.	指標	現状値 (令和6年度)	令和7年度		目標値 (令和11年度)
			実績値	進捗状況	
1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	37.6%	A	42.5%
2	子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	30.6%	B	42.5%
3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	43.9%	A	50.6%
4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持てていると思う人の割合	35.9%	34.1%	B	51.6%
5	こどもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	21.0%	A	29.8%
6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができると思う人の割合	51.3%	47.0%	B	59.9%
7	「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	24.8%	B	39.4%

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマ1】全てのこどものウェルビーイングを支える

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標	直近の現状値 (R5年度)		目標値 (令和11年度)	上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段:進捗状況評価					所管課
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63.0%		70.0%	74.0%					青少年育成課
					A					
2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80.0%	62.7%					青少年育成課
					B					
3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標を持っていますか ②自分のことが好きですか ③自分には良いところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上	小学生 中学生 ①86.4% ①70.1% ②83.6% ②75.5% ③84.7% ③81.3%					教育委員会事務局 学校経営支援課
					A					

<方向性の進捗>

(1) 他機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワーク

<これまでの主な取組>

1	改正児童福祉法の施行に伴い「こども家庭センター」機能を令和6年度から段階的に設置しており、令和7年度は新たに3区設置し、計6区（鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区、瀬谷区）で運営を開始しました。こども家庭センター機能により、母子保健と児童福祉の一体的支援、当事者ニーズに沿った手厚い相談支援（サポートプランの作成）、地域における子育て支援の基盤作りの機能強化（地域資源のネットワーク化・開拓に関するマネジメント）の体制づくりを推進しています。
2	地域子育て相談機関の設置に向け、地域子育て支援拠点の関係者から意見を伺うなど、現場の声を踏まえながら、相談支援の実施内容や必要な機能の確認を進めるとともに、設置場所等について検討しています。
3	令和7年度は横浜市子育てSOS連絡会（要保護児童対策地域協議会代表者会議）、各区児童虐待防止連絡会（要保護児童対策地域協議会実務者会議）を実施し、産科・小児科・児童精神科等の医師、歯科医師、薬剤師に参加していただき、児童虐待の理解と連携強化を図りました。また、横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議では、中核医療機関と児童相談所や区こども家庭支援課、警察や検察との連携強化を図るとともに、児童精神科部会を新設し、児童精神科医療と行政の連携に関する意見交換、症例検討を行いました。学齢期の支援については、教育委員会と合同で研修を開催し、学校職員、区役所専門職の対応力の強化を図りました。また、各区役所で学校訪問を行い、顔の見える関係による連携を図りました。
4	個別の悩みや困り事を抱えるこども・若者が、自ら相談・支援につながるができる環境の整備に向けて、相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験など、多様な支援を実施してきました。あわせて、来所や電話でつながりにくい若者に対しては、LINE等の身近な手段を活用した相談体制を整備し、アクセスしやすい環境づくりを推進しました。さらに、養育環境に課題のある家庭で育つこどもへの生活・学習支援や、DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもの保護・自立支援、若年層へのアウトリーチにも取り組んでいます。加えて、ヤングケアラーについての正しい理解の促進と地域全体での見守り体制の構築に向け、市民向けの広報啓発や支援者向け研修、年齢に応じた情報発信や啓発イベントの実施、当事者団体への支援などを行うとともに、SNS相談の実施や実態把握の取組を進めてきました。また、複雑化・多様化する課題に対応するため、相談員の専門性向上や人材育成を進めています。
5	地域や関係機関と連携しながら、こどもの安全・安心の確保に向けた施策を推進してきました。 防犯分野では、各区の実情に応じた防犯事業を展開するとともに、民間企業等と連携した「子どもの安全ネットワーク会議」の開催などにより、地域ぐるみの見守り体制の充実を図りました。また、イベントでのこども向け防犯ブースの出展等を通じた広報・啓発により、見守り活動への理解促進を進めています。 交通安全分野では、令和5年度から「子どもの通学路交通安全対策事業」を開始し、「登下校中の児童の交通死亡事故ゼロ」を目標に、データに基づく予防保全型の対策を推進しています。道路・交通政策局と教育委員会事務局が連携し、施設整備等のハード対策と交通安全教育等のソフト対策を一体的に実施しています。また、「交通安全推進校」への重点支援やその成果の全体的な共有により、教職員の意識向上を図っています。 さらに、「よこはま学援隊」による地域活動を通じて、学校と地域の連携を強化し、事故防止や安全・安心な環境づくりに加え、いじめや不登校の早期発見につながる見守り体制の充実を図っています。 このほか、市内学校を対象とした学校安全研修（年3回）の実施や、新小学1年生向けリーフレットの配付により、安全教育・防災対策の推進とこどもの安全意識の醸成に取り組んでいます。

<今後の取組>

1	令和7年度の全区設置に向けて、先行区における実施状況を踏まえ、母子保健と児童福祉の一体的支援については、新たな児童家庭相談システムの構築等により専門職の業務効率化・最適化を進め、支援の質の向上を図ります。また、当事者ニーズに沿った相談支援については、学齢期支援研修等の専門職向け研修の充実により人材育成を推進し、悩みや困り事を抱えるこどもやその家庭が相談・支援につながりやすい環境整備を進めます。さらに、地域における子育て支援の基盤づくりについては、地域資源のネットワーク化を一層推進することで、地域の中での見守りや、こどもたちの安全・安心を守る取組の充実を図ります。
2	令和9年度の全区設置に向け、引き続き地域の実情や課題を踏まえつつ、実施内容の精査を行うとともに、設置場所を含む事業実施のあり方について検討を進めていきます。
3	令和8年度は、引き続き横浜市子育てSOS連絡会、各区児童虐待防止連絡会、横浜市児童虐待防止医療ネットワークの開催、学齢期支援研修や学校訪問を実施することで、関係機関との更なる連携や専門性の高い人材の育成を図り、困難を抱える家庭やこどもへの支援に繋げていきます。
4	引き続き、若者自立支援機関等において、本人の状態に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、LINE等を活用した相談により、来所や電話でつながりにくいこども・若者への支援にも取り組みます。また、寄り添い型生活支援事業では、事業者向け研修を通じた支援スキルの向上や支援内容の標準化を進めるとともに、令和8年度に根拠法令が児童福祉法へ移行することを踏まえ、長期休業期間中の対応や課外活動の提供、通所が困難な児童の送迎など、支援の充実を図ります。ヤングケアラーについては、早期発見・把握と適切な支援につなげるための実態調査の充実とともに、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体への支援やSNS相談の実施により負担軽減を図ります。あわせて、市民への広報・啓発を通じて、地域全体でこどもを見守り、支える環境づくりを推進していきます。
5	防犯分野においては、引き続き各区の実情に応じた防犯事業や「子ども安全ネットワーク会議」を実施するとともに、「わくわく!こどもイベント」等での防犯ブース出展を通じて、広報・啓発の充実を図ります。交通安全分野では、令和8年度も新たな交通安全推進校を選定し、交通事故データやETC2.0ビッグデータ等を活用した見守り活動や安全教育を推進するとともに、取組内容の共有を通じて、全体的な意識の向上を図ります。あわせて、これまでの取組の効果検証を行い、その結果を踏まえた対策の見直しを進めます。さらに、スクールゾーン対策協議会による危険箇所の把握や情報共有、「よこはま学援隊」等による見守り活動についても、引き続き推進します。このほか、学校における安全教育・防災対策の推進を図るため、学校安全研修や児童へのリーフレット配付などによる啓発等、継続して取り組みます。

（２）子どもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

<これまでの主な取組>

I	未就学期から青少年期まで各ライフステージに応じて、子どもが安心して過ごせる居場所の充実と多様な体験機会の創出に取り組んでいます。 未就学期を中心に、地域子育て支援拠点事業や親子のつどいの広場事業、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場などを展開し、親子が気軽に交流できる場や育児相談の機会を提供しました。さらに、出張ひろばや公園遊び、学校での乳幼児ふれあい体験など、施設外にも取組を広げることで、地域の身近な場所で安心して過ごせる環境づくりを進めています。 また、地域子育て支援拠点を核として、地域資源やネットワークを活用した取組を通じて、親子が地域の多様な人や場とつながり、「遊びと体験」を通じて安心して育つことができる環境づくりを推進しているほか、横浜子育てサポートシステムの推進により、地域ぐるみで子育てを支える体制の強化にも取り組んでいます。 学齢期においては、家庭と学校の連絡システムや放課後の居場所に関するデジタルサービスの連携を進め、各家庭が必要な情報を円滑に受け取れる環境の整備を図るとともに、放課後の居場所の充実にも取り組んできました。加えて、市内の小学生を対象に、「主体的・対話的で深い学び」や社会参加のきっかけづくりとなる体験機会を提供するため、民間企業や団体、大学、公的機関等の協力のもと、働くことや学ぶことなどをテーマとした夏休み体験学習プログラム「子どもアドベンチャーカレッジ事業」を実施しました。 また、地域主体で運営するプレイパークの支援を通じて、自然体験や自由な遊びの機会を提供し、放課後の居場所の拡充を図るとともに、子ども食堂等への補助やネットワーク構築により、地域における多様な居場所づくりを推進してきました。MICE次世代育成事業については、営業活動の強化により実施回数が拡大するとともに、参加者からは「楽しかった」「将来を考えるきっかけとなった」といった声が寄せられるなど、社会や職業への関心を高める体験機会となりました。中高生世代を中心とした青少年については、「青少年の地域活動拠点づくり事業」により、気軽に集い活動できる場の提供や、多世代交流、社会参加・職業体験の機会を創出するなど、成長段階に応じた居場所と体験の充実を図っています。 このほか、トピアスリートによる学校訪問事業などを通じた、次世代を担う子どもたちが気軽にスポーツに親しむ機会や、学校や身近な場所で文化活動に触れる体験機会も提供しました。
---	---

<今後の取組>

I	親子や子どもが身近な地域で安心して過ごせる居場所の充実に向け、親子のつどいの広場や子育て支援者会場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場の拡充を図るとともに、出張ひろばなど拠点外の取組も充実させ、利用しやすい環境づくりを進めます。あわせて、地域子育て支援拠点を中心に、施設内外における遊びや体験機会の提供や、地域資源・ネットワークを活用した取組を推進し、親子が多様な人や場と出会いながら安心して成長できる環境づくりを進めるとともに、これらの取組を担う人材の育成やスキル向上にも取り組みます。 また、地域主体のプレイパーク活動への支援や出張型の実施、プレイリーダーの確保等により、子どもが自然と触れ合いながら自由に遊べる機会の充実を図るほか、青少年の地域活動拠点づくり事業の推進や、こどもの声を聴く取組の継続により、青少年の主体的な活動を支える環境整備を進めます。 さらに、子ども食堂等への支援の充実やネットワークの全区展開により、地域の実情に応じた居場所づくりを推進するとともに、学校の長期休業期間中を含め、子どもが孤立せず安心して過ごせる環境の確保に取り組めます。 加えて、子どもアドベンチャーカレッジやMICE次世代育成事業、子どもアートセンター事業などを通じて、学びや社会参加、文化・スポーツに触れる多様な体験機会を拡充し、子どもや若者の成長を支援します。 このほか、子どもログハウスの環境改善（暑さ対策）を進め、安全・快適に過ごせる施設環境の整備を図ります。
---	---

（３）年齢や発達の程度に応じて子どもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「子どもまんなか社会」に生かされる仕組み

<これまでの主な取組>

I	集計中
---	--

<今後の取組>

I	集計中
---	--

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について <令和7年度分>

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

<アウトカム指標の進捗>

No.	指標			上段：実績値（※各年度の年度末時点） 下段：進捗状況評価					所管課
		直近の現状値 (R6年度)	目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	42.5%	37.6%					企画調整課
				A					
2	子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	42.5%	30.6%					企画調整課
				B					
3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	50.6%	43.9%					企画調整課
				A					
4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持てていると思う人の割合	35.9%	51.6%	34.1%					企画調整課
				B					
5	こどもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	29.8%	21.0%					企画調整課
				A					
6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができると思う人の割合	51.3%	59.9%	47.0%					企画調整課
				B					
7	「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	39.4%	24.8%					企画調整課
				B					

<方向性の進捗>

(1) 時間的負担感の軽減

<これまでの主な取組>

1	子育て応援アプリ「パマトコ」で子育てに関する手続きのオンライン化を推進し、12月には出生届をはじめとした出生関連の手続きがすべてオンラインで可能になりました(諸条件あり)。また、子育て世帯向けのイベントや行政情報、子育てで楽しくなるコラムなど多様な情報を集約して発信するほか、こどもの年齢やお住まいの地域などに合わせたプッシュ型の情報提供を行うことで、情報収集や手続きに要する時間的負担感を軽減しています。
2	中学校給食事業について、新たに市内2か所の工場が竣工し、既存の工場とあわせ、給食を供給できる体制を整えたほか、配膳室の整備を順次進めるなどスムーズに全員給食に移行できるよう体制づくりを進めました。
3	長期休業期間中における昼食提供について夏休みに加え、冬休み・春休み(3月)にも実施しました。また、朝の居場所づくり事業を引き続きモデル事業として10か所(新規8か所)で実施しました。

<今後の取組>

1	オンライン化できていない申請について、引き続きパマトコでのオンライン化を推進するほか、アプリ内コンテンツの充実を図ります。また、時間的負担感をより軽減するため、出生関連の手続きをまとめて手続きできる一括申請機能の実装を進めます。
2	中学校給食事業について、全員給食の開始に伴い、今後は、三線構造(経営層、監査、モニタリング)の運用を始め、より安全・安心な給食提供に取り組めます。
3	引き続き、全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休み・冬休み・春休みに実施し、より多くの方に利用いただけるように取り組んでいきます。

(2) 精神的負担感の軽減

<これまでの主な取組>

1	妊娠期から乳幼児期に至るまでの切れ目のない支援として、妊婦健康診査や乳幼児健診の着実な実施に加え、妊婦等包括支援事業や産後母子ケアなどの個別支援の充実を図り、支援を必要とする家庭の早期把握と継続的な支援につなげています。あわせて、相談支援体制の充実や費用助成を一体的に進めることで、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進しています。
2	身近な地域において、主に未就学児とその保護者が交流し、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる場などの充実を図るため、地域子育て支援拠点事業や親と子のつどいの広場事業等を着実に推進しています。令和7年度は、施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに3か所で実施するとともに、親と子のつどいの広場については、新たに3団体を選定しました。また、地域ぐるみでの子育て支援の促進に向け、横浜子育てサポートシステムにおいて、提供会員への活動支援や事前打ち合わせに係る費用の補助を引き続き実施するなど、会員の確保に努め、利用拡大に向けた取組を進めています。
3	改正児童福祉法の施行に伴い「こども家庭センター」機能を令和7年度は新たに3区設置し、計6区(鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区、瀬谷区)で運営を開始し、母子保健と児童福祉の一体的支援や地域における子育て支援の基盤作りを推進しています。また、区こども家庭支援課や児童相談所の専門職を対象に、学齢期の相談対応における、学齢期の課題やその対応方法(相談窓口)、関係機関の支援体制を学び、日頃の相談支援と連携方法について理解を深めるための研修を実施しました。
4	保育所等での一時預かりについては、施設数・利用実績ともに増加しており、育児負担の軽減やリフレッシュ目的の利用など、就労以外の幅広い保護者ニーズにも対応しました。また、令和7年度より新たにモデル実施を行った、市庁舎での土日祝日預かりや短時間預かりについては、利用者から非常に高い満足度を得ており、新たな利用ニーズの掘り起こしにもつながっています。こうした取組により、本市における一時預かり施策のさらなる充実を進めました。

<今後の取組>

1	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を引き続き推進し、相談支援・訪問支援の充実や関係機関連携の強化により、個々の状況に応じたきめ細かな支援を強化していきます。また、支援の利用促進や早期支援につなげる取組を進め、安心して出産・子育てできる環境づくりを一層推進していきます。
2	親と子のつどいの広場や子育て支援者会場等を拡充するとともに、出張ひろばなどの拠点外の活動も充実させることで、親子が身近な場所で居場所を利用できるよう、引き続き取組を進めていきます。また、地域子育て支援拠点等の地域子育て支援の場に携わるスタッフが多様な課題や相談に対応できるよう、引き続き研修を実施し、スキルアップを図ります。
3	令和9年度の全区設置に向けて、先行区における実施状況を踏まえてガイドラインの改正等を行うとともに、こども家庭センター設置を契機とした専門職の業務効率化・最適化を進め、個別支援や地域支援を強化します。また、こどもやその家庭が抱える多様な課題や相談に対応できるよう、専門職向け研修を充実し、人材育成を推進します。
4	令和8年度は、こどもが楽しめるプログラム付き短時間預かりの実施回数を増やすとともに、イベント主催者による短時間預かりを支援する補助を通年で実施します。また、新たに区庁舎での土日祝日の預かりに取り組むほか、引き続き商業・集客施設等での短時間預かり等を実施し、「安全・安心」と「使いやすい」を両立した預かりを拡充していくことにより、子育て家庭のゆとりの創出につなげていきます。

(3) 経済的負担感の軽減

<これまでの主な取組>

1	妊婦のための支援給付、妊婦健康診査や出産費用に対する助成などにより安心して出産ができる環境づくりを推進しています。 また、小児医療費助成について、令和8年度の制度拡大(対象年齢を18歳年度末までに拡大)に向けた方針決定及び各種準備を実施しました。
---	--

<今後の取組>

1	引き続き、相談支援体制の充実や経済的負担の軽減に向けた費用助成を一体的に進めることで、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。 また、小児医療費助成について、令和8年6月に制度拡大(対象年齢を18歳年度末までに拡大)を実施します。
---	--

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について <令和7年度分>

【基本施策4】学齢期からの青年期までのこども・若者の育成施策の推進

<指標の進捗>

No.	アウトカム	指標	指標		上段:実績値(※各年度の年度末時点) 下段:進捗状況評価					所管課
			直近の現状値 (R5年度)	目標値 (令和11年度)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	クラブを利用する児童の満足度の向上	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、「クラブは楽しいですか」の項目で「楽しい」「どちらか」と楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%	94.5%					放課後児童育成課
					A					

<これまでの主な取組>

1	小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、キッズクラブには専用ルーム等に端末を教育情報ネットワークに接続するためのアクセスポイントを設置し、児童クラブへは通信費等の補助を創設しました。また、クラブの安定した運営を支援するため、平日に18時半を超えて開所している支援の単位への運営費補助等を行いました。さらに事業者への支援として、引き続き人材確保及び人材育成の支援を行い、事業の質の向上に取り組むとともに、デジタル化を推進し、保護者の利便性の向上とクラブの事務負担の軽減を図りました。
2	長期休業期間中における昼食提供について夏休みに加え、冬休み・春休み(3月)にも実施しました。また、より一層安全で安心な昼食提供を実施するため、外部機関によるアレルギー表示の確認を行いました。朝の居場所づくり事業を引き続きモデル事業として10か所(新規8か所)で実施しました。
3	引き続き、地域主体で運営するプレイパークの開催を支援することで、子どもたちの放課後の居場所を充実させていくとともに、自然の中での木登りや水遊びなど、豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域や活動団体との協働によるこども・青少年の健全育成を図っていきました。また、安心・安全な環境で過ごせるよう、プレイパークを開催する際の安全点検など、開催準備等への支援を拡充しました。
4	子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保する公園づくりに継続して取り組んできました。こどもログハウスは、子どもたちにとって安心して快適に利用できる施設となるよう、長寿命化工事にあわせて暑さ対策工事を進めました。

<今後の取組>

1	夏季休業期間中のこどもの体験活動の機会を確保するため、週1回を超えてプログラムを実施するクラブに対しての補助を創設します。また、一層の質の向上を図るため、基本補助額等の引き上げや、経験年数等に応じた処遇改善加算に新たに3年目の区分を設けるほか、小規模なクラブへの補助額を引き上げます。あわせて、小学校における児童の端末持ち帰りに対応するため、アクセスポイントの設置が困難なクラブを対象に通信費等の補助を創設します。さらに事業者への支援として、引き続き人材確保及び人材育成の支援を行い、事業の質の向上に取り組むとともに、デジタル化を推進し、保護者の利便性の向上とクラブの事務負担の軽減を図ります。
2	全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休み・冬休み・春休みに実施します。また、就学援助世帯等を対象に新たに利用料金の半額減免を実施します。
3	地域主体で、公園等の一部を「こどもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。また、プレイパークの認知度の向上を図るとともに、子どもたちが身近な公園等で、自然と触れ合いながら自由に安心して遊ぶ機会を増やすため、新たに出張プレイパークの開催を支援します。加えて、プレイリーダーの人材確保等に向けて、補助を拡充します。
4	引き続き、安全・安心な公園づくりを進めていきます。市内18館設置されているこどもログハウスについては、令和10年度までに全館の暑さ対策工事の完了に向けて取り組みます。

